

# 厚生委員会情報連絡

令和3年4月19日

情報連絡事項

頁

- |                                           |   |
|-------------------------------------------|---|
| (1) 拡大読書器の設置について                          | 2 |
| (2) 重度障がい者緊急通報システムの変更について                 | 3 |
| (3) 障がい者（児）等への日常生活用具給付事業の品目追加について         | 4 |
| (4) 「発達障がい者企業向けパンフレット」の配付について             | 5 |
| (5) 特例貸付（緊急小口資金等）の申請受付期間の延長、償還免除の取り扱いについて | 6 |

(福 祉 部)



## 厚生委員会情報連絡一覧表

件 名	内 容	日時及び場所	P R の方法																		
<p>2 重度障がい者緊急通報システムの変更について</p> <p>所管課 【障がい福祉課】</p>	<p>重度障がい者緊急通報システムの利用登録においては、緊急時に駆け付け等を担う協力員を障がい者自ら指定することが必要であった。</p> <p>令和3年4月より、民間警備会社を活用することで協力員の指定を不要とし、利用登録しやすいものに変更する。</p> <p>1 概要</p> <p>重度身体障がい者において家庭内で不測の事態が発生したとき、携帯型のプッシュボタン式通信機器を用いて通報する。</p> <p>通報を受けた者が重度身体障がい者の自宅に駆け付け、緊急対応等を行う。</p> <p>2 変更内容</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">内 容</th> <th style="width: 20%;">変更前</th> <th style="width: 20%;">変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>協力員</td> <td>要</td> <td>不要</td> </tr> <tr> <td>通報先</td> <td>消防庁 →協力員</td> <td>警備会社</td> </tr> <tr> <td>緊急対応</td> <td>協力員</td> <td>警備会社</td> </tr> <tr> <td>生体リズムセンサー※</td> <td>無</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>利用者負担</td> <td>無</td> <td>無</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ トイレのドア等に設置し、24時間反応がない場合に自動通報する機器</p>	内 容	変更前	変更後	協力員	要	不要	通報先	消防庁 →協力員	警備会社	緊急対応	協力員	警備会社	生体リズムセンサー※	無	有	利用者負担	無	無		<ul style="list-style-type: none"> <li>• 区ホームページ、あだち広報に掲載予定</li> </ul>
内 容	変更前	変更後																			
協力員	要	不要																			
通報先	消防庁 →協力員	警備会社																			
緊急対応	協力員	警備会社																			
生体リズムセンサー※	無	有																			
利用者負担	無	無																			

## 厚生委員会情報連絡一覧表

件 名	内 容	日時及び 場所	P R の方法
<p>3 障がい者（児）等への日常生活用具給付事業の品目追加について</p> <p>所管課 【障がい福祉課】</p>	<p>在宅障がい者（児）等の日常生活を容易にするための日常生活用具給付事業に、地上デジタル放送受信ラジオを追加し、支給を開始した。</p> <p>1 目的</p> <p>（１）情報収集支援 多くの区民が情報収集の手段とする地上デジタルテレビ放送を、視覚障がい者もラジオで受信・聴取できる。</p> <p>（２）災害時支援 災害等で停電が発生した場合でも、多くの区民と同じ情報を収集できる。</p> <p>2 追加品目 地上デジタル放送受信ラジオ ※ 分類…情報・意思疎通支援用具</p> <p>3 対象者 原則として学齢児以上の身体障がい者（児）で、視覚障がいの程度が１級又は２級の者 ※ 対象者…１，０８５名</p> <p>4 基準額 ２９，０００円</p> <p>5 耐用年数 ５年</p> <p>6 見込額 ６，２９３千円 (@29,000円×1,085人×0.2) ※ 他区の支給状況から、対象者の２０％が申請すると想定。</p> <p>7 支給開始日 令和３年４月１日（木）</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・あだち広報、区ホームページ等での周知</li> <li>・視覚障がい者団体への説明</li> </ul>

## 厚生委員会情報連絡一覧表

件 名	内 容	日時及び 場所	P R の 方法
4 「発達障がい者企業向けパンフレット」の配付について  所管課 <b>【障がい福祉センター】</b>	発達障がい者の理解と雇用促進を図るため、仕事での配慮等をまとめた啓発パンフレットを別紙資料のとおり作成したので、配付する。  1 目的 (1) 発達障がい者の雇用促進 (2) 発達障がい者の障がい特性の理解と職場定着  2 対象企業 (1) これから発達障がい者を雇用する企業 (2) 発達障がい者を雇用している企業  3 発行部数 1 5 0 0 部 (次期の雇用率改正まで約 5 年分)  4 配付先 (1) 企業 (上記 2 の対象企業) (2) 関係機関 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 東京都発達障害者支援センター</li> <li>・ ハローワーク足立</li> <li>・ 就労移行支援事業所 (14ヶ所)</li> <li>・ 就労定着支援事業所 (10ヶ所)</li> <li>・ 就労継続支援 A 型事業所 (9ヶ所)</li> </ul>		HP・SNSで周知する。

## 厚生委員会情報連絡一覧表

件 名	内 容	日時及び 場所	PRの方法
<p>5 特例貸付（緊急小口資金等）の申請受付期間の延長、償還免除の取り扱いについて</p> <p>所管課 【足立区社会福祉協議会】 【福祉管理課】</p>	<p>1 緊急小口資金、総合支援資金（初回貸付、再貸付）の特例貸付についての申請受付期間 令和3年6月末日まで延長</p> <p>2 総合支援資金の償還免除要件 （1）初回貸付分は、緊急小口資金と同様、令和3年度または4年度のいずれかが住民税非課税（※）である場合、一括して償還免除を行う。 （2）延長貸付分は、令和5年度が住民税非課税（※）である場合、一括して償還免除を行う。 （3）再貸付分は、令和6年度が住民税非課税（※）である場合、一括して償還免除を行う。</p> <p>（※） 住民税非課税を確認する対象は、借受人及び世帯主とする。</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・公社ニュース「トキメキ」、社協ホームページに掲載するとともに民生・児童委員協議会に情報提供する。</li> <li>・くらしとしごとの相談センターにチラシを設置する。</li> </ul>